平成２０年２月２１日（木）
於：農林水産省　第１特別会議室

食料・農業・農村政策審議会食品産業部会（第３回）速記録

農林水産省

目　　次

１．開会 …… 1

１．総合食料局長あいさつ …… 2

１．農商工等連携関連２法案及びＨＡＣＣＰ法改正法案について …… 3

１．「「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き
～５つの基本原則～（案）」について …… 20

１．その他 …… 30

１．閉会 …… 41

開　　会

○梶島食料企画課長　定刻には若干早いのでございますが、委員の皆様方、全員おそろいになりましたので、食料・農業・農村政策審議会第３回食品産業部会を開催したいと思います。

出席状況でございますが、15名の委員のうち、青山委員、安部委員、上谷委員、並木委員、深川委員が御欠席とのことですので10名の委員の皆様に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第８条の規定によりまして、本部会が成立していることを御報告申し上げます。

まず本日の議題でございますが、先日、食品産業をはじめとした商工業者と農林漁業者の連携を促進する新たな法律として、農商工連携等促進法案が閣議決定いたしました。今後、今国会で法案が成立しました折には、同法に基づく基本方針の策定等につきまして、本部会の所管として御審議いただくこととなります。

同法のほか、企業立地促進法、ＨＡＣＣＰ法の改正法案とも合わせまして御報告させていただきます。

２つ目の事項といたしまして、前回の食品産業部会における御議論を踏まえまして、食品企業のコンプライアンスの強化に向け、「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～５つの基本原則～について御報告させていただきます。

さらにその他の事項といたしまして、食品産業に関連するものとして、先週14日に、食品表示に関しまして、国民生活審議会総合企画部会に提出された「食べる」ワーキンググループ座長試案についても御報告をさせていただき、これらにつきまして御意見をちょうだいしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして資料でございます。

お手元に資料一覧がございます。御確認いただければと思っております。

よろしゅうございましょうか。

総合食料局長あいさつ

○梶島食料企画課長　それでは、議題に入ります前に、先月、総合食料局長が交代いたしましたので、事務局を代表いたしまして、ごあいさつをさせていただきたいと思います。では、お願いいたします。

○町田総合食料局長　本年の１月に総合食料局長を拝命した町田でございます。

委員の皆様にはどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第３回の食品産業部会に、大変お忙しい中、御出席をいただきまして本当にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

食品産業をめぐる情勢につきましては、私から改めて申すまでもないわけでございますが、原油や資材価格の上昇に加えまして、国際的な穀物市場が過去にない水準で高騰するといったことになっており、経営を圧迫しております。特に中小企業においては業況の悪化が見られているところでございます。

また、昨年発生しました一連の食品に関する不正事案や現在問題になっております食品による薬物中毒事案といったようなことがございまして、食の安全に対する国民の皆様の不安が増大しているということでございます。

こうした中で、食品産業がこれらの直面する課題を１つ１つ解決いたしまして、国民の信頼に応えて、安全で安心な食品を安定的に供給するという役割を的確に果たしていくことが大変重要であるというふうに考えております。

このため、食品産業の方々をはじめ、消費者の方、学識経験者などさまざまな関係者の方々と力を合わせて施策を進めていきたいと思っております。

本日の議事につきましては、先ほど事務局からも御紹介させていただきましたが、農商工等連携促進法案、このほか食品の安全性確保に関連いたしまして、ＨＡＣＣＰ法の改正等について御説明させていただきたいと思いますし、また、食品企業の自主行動計画などの事項についても御意見をいただければと思っております。

皆様におかれましては、忌憚のない御意見、また、御助言を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○梶島食料企画課長　それでは、以降の議事進行につきましては、荒蒔部会長にお願い申

し上げます。よろしくお願いいたします。

○荒蒔部会長　荒蒔でございます。おはようございます。

それでは、これから私の方で進行させていただきます。

いろいろ今、それぞれ課題の多い中、皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。

きょうは、幾つか大変中身の濃い法案等についての案というのを御説明される予定になっておりますので、ぜひ皆さんからストレートな意見を出していただきたいというふうに思います。

農商工等連携関連２法案及びＨＡＣＣＰ法改正法案について

○荒蒔部会長　では最初に、きょうの議事次第、皆様のお手元に縦の紙が届いていると思いますけれども、この３番にございます農商工等連携関連２法案、それから、ＨＡＣＣＰ法の改正法案ということについて、事務局の方から内容の御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○川合食品産業企画課長　私の方から、今、御紹介がございました３つの法案について御説明をさせていただきたいと思います。

まず資料１－１をごらんいただきたいと思います。

資料１－１と資料１－２、この２つの法案が、いわゆる農商工連携促進関連２法案というものでございます。

まず資料１－１でございますけれども、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案、これは去る２月８日に閣議決定をいたしまして、今国会に提出をさせていただいております。

恐縮でございます。内容につきましては３ページの方からカラーコピーのポンチ絵になっておりますので、こちらの方で御説明をさせていただければと思います。

まずねらいでございますけれども、地域を支える中小企業者、それから、農林漁業者、これら両者の連携によりまして、双方の活力を取り戻して地域の経済の活性化を図ろうということを目的とするものでございます。

実際、資料の左下をごらんいただきますと、現在でも自主的な取り組みの中で、中小企

業者と農林漁業者の連携といったものは取り組まれておるわけでございます。

例えばここに例示してございますけれども、北海道江別の事例でございますが、中小企業者である地元製粉業者と地元生産農家が連携いたしまして、いわゆる栽培の難しかった地場産小麦「ハルユタカ」、こういう新品種を活用いたしまして、高品質なめんを開発をする。さらにスープは札幌の有名ラーメン屋のスープを使わせていただく。こういった形でラーメンをつくりまして、地域ブランド「江別小麦めん」ということで年間300万食の売上を上げているということで、地域の活性化に貢献されている。

あるいはその下にございますように、サービスの開発・提供ということで、福岡県の事例でございますけれども、中小企業者である旅館業者と地元農家が連携し、新サービスとして減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品販売、あるいは地元農産物の自然食レストランという形で新しいメニューとして出していくといったような形で、地元の農家と地元のこういった産業が連携をして、それぞれ経営の改善につながっている。こういう事例が見られているわけでございます。

こういった取り組みをもっと全国に広げていこう、それを政策的に後押しをしていこうというのが今回の法律でございます。

具体的な内容といたしましては、右側にございますように、スキームといたしまして、まず基本方針を主務大臣の方で策定をするということになっております。主務大臣が農商工等連携事業促進の意義、あるいは基本的な方向について策定ということになっております。

今、御説明しておるのが１－１で、その次に１－２、１－３とございまして、その下に参考１－１という１枚紙がついてございます。

これは農商工連携法案の条文の抜粋でございますけれども、第３条の第１項で、主務大臣は、基本方針を定めなければならないとございまして、第３項の方で、主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村審議会、林政審議会等々の意見を聞かなければならない。こうなっております。

そういった意味で、今後、国会で御審議をいただき、この法律が成立をし、基本方針をまとめるにあたりましては、本食料部会で御意見をお聞かせいただくということになりますので、御了承のほどをお願いいたしたいと思います。

恐縮でございます。先ほどのカラーコピーの資料に戻らせていただきまして、この基本方針に基づきまして、中小企業者と農林漁業者が共同で、両者が連携をして、先ほど申し上げましたように、こういう新商品をつくりたいんだ、あるいは新サービスを提供したいんだということで、それぞれがひと工夫をしていただいてこういうことをやるという計画を提出いただいて、これを大臣が認定をするということでございます。

この認定を受けましたならば、その下に支援措置とございますけれども、幾つかの支援措置を用意しております。

最初の○が中小企業信用保険法の特例ということで、融資保証枠を通常の別枠を措置をするとか、あるいは２つ目の○が小規模企業者等設備導入資金助成法というのがございますけれども、これは無利子資金を小規模企業者に貸し付けるものでございますが、通常事業費の２分の１までのところを３分の２までに拡大をするといった特例を用意しております。

この２つが経済産業省関係の支援措置でございまして、３つ目、４つ目が農水省関係でございます。

農水省の方からは食品流通構造改善促進機構による債務保証を受けられるようにする。

４つ目が農業改良資金助成法、あるいはこれは農業者に対する無利子資金でございますけれども、これは林業、水産業もございますので「等」とついておりますが、この貸付対象、従来は農林漁業者に限られておったものを、この連携のパートナーである中小企業者にも無利子資金を貸せるようにする。さらに据え置き期間、通常３年のところを５年、償還期間も10年のところを12年ということで支援措置を講じていきたい。

さらに税制措置といたしまして、設備投資減税ということで７％の税額控除、あるいは30％の特別償却といった各機関の支援措置を用意をいたしまして、農水省の支援措置、それから、経済産業省の支援措置、両方を使って全面的に政策的にバックアップをしていくということで対応をしていきたいということでございます。

また、４ページがこの進め方の関係でございます。

まず農林漁業者と中小企業者が連携するといたしましても、それぞれ連携したいと思っていても、だれと組んでいいのかというところからスタートするかと思います。そういったパートナー探し、いわゆるマッチングの部分につきまして、資料の右上にございますけれども、これは経済産業省の取り組みで地域連携拠点といったものを全国に300カ所を整

備して、こういったところで相談を行う。

あるいはその下のところにブルーで書いてございますけれども、食料産業クラスター協議会、ここで従来から出会いの場の設定といったマッチングをやっております。こういったところも活用してパートナー探しをしていただく。それで話がまとまりましたら、ピンクのところで、中小企業者と農林漁業者が連携して計画を策定をし、地方の農政局あるいは経産局に、これはいずれか一方に提出すればいいということにしたいと思っておりますけれども、提出をいただいて認定を受けていただく。

認定が受けられましたら、新商品開発でありますと、試作品開発、あるいは展示会の出展、こういったものが考えられますけれども、こういったものについても、真ん中からちょっと下の方に４つほど箱が書いてありますけれども、各種の予算措置というものを用意しております。経産省、農水省でそれぞれ用意しておりますので、こういった予算措置で支援をしていく。

さらに先ほど申し上げました法律に基づく支援措置で、営業資金ですとか債務保証、低利融資等々の支援をして、それぞれの経営改善につなげていきたい。こういう流れになっております。

なお、５ページは、先ほどから申し上げました各支援措置について詳細な内容を記載をさせていただいております。

また、６ページ、７ページに、これまでの農商工連携の優良事例、代表的なものをおつけしております。適宜御参照いただければと思います。

以上が資料１－１のいわゆる農商工連携促進法案の関係でございます。

続きまして資料１－２をごらんいただきたいと思います。

これは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正案というものでございます。

これもいわゆる農商工連携促進関連の法案という位置づけでございます。

恐縮でございますが、説明は３ページから、またカラーコピーがついておりますので、カラーコピーの方をごらんをいただきたいと思います。

いわゆる企業立地促進法は、昨年、成立したばかりの法律でございまして、基本的に左側の法改正の考え方というところに書いてございますけれども、法制定時の背景ということで、各地域の多様性や創意工夫に基づき、地域の強みを活かした産業集積を形成するこ

とを支援ということで、各都道府県なり市町村に計画をつくっていただきまして、その集積計画に従って企業が立地する場合に、各種支援措置を講じていこう、こういうことでスタートした法律でございます。

ただ、当初の法律は、支援対象が自動車とか、ＩＴとか、海外との競合が激しい業種というところに限定をされておりまして、逆に言いますと、食品製造業といった農林水産関連産業は支援措置の対象になっておらなかったということがございます。

次に、下の法施行後の動きをごらんいただきますと、回復が遅れた地域を含む多くの地域において、産業集積の中核は食品製造業等の農林水産関連産業であり、これらの企業を引き続き地域内に立地・活性化させることも必要。

具体的に地域からこういった食品製造業をはじめとする農林水産関連産業を支援対象に位置づけたい。こういう要望が非常に多く上がってきたということもございます。

そういった中で、一番下の箱でございますけれども、農林水産関連産業の立地支援に対する支援策を追加、充実することにより、産業集積の形成、地域経済の活性化を一層促進をしたい。こういう発想の法律でございます。

３ページの右側の方をごらんいただきますと、スキーム、国が基本方針をつくり、それに基づいて都道府県・市町村が基本計画をつくる。その基本計画に基づいて事業者が企業立地計画、事業高度化計画をつくって申請をし、承認をする。こういうスキームになっております。

このスキームの中に支援措置の充実ということで、その下にございますけれども、設備投資税制の拡充ということで、従来、対象になっておらなかった食料品製造業等を追加をする。当該業種の最低投資要件を引き下げる。こういった措置でございます。

その次に地方交付税措置の要件緩和ということで、最低取得要件を引き下げる。

それから、中小企業の立地に対する超低利融資制度の創設。

中小企業の立地に係る設備資金の貸付の充実。

それから、最後に農水省関係といたしまして、食品製造、加工、販売業者の立地に対する債務保証の創設ということで、食品流通構造改善促進法の特例といったものを用意してございます。

具体的には４ページ目をごらんいただきますと、昨年、できた法律でございますので、既に地域でかなり計画策定が進んでおります。この中で各県ごとに主だった内容を書いて

ございますけれども、ブルーの字で書いてありますのが農林水産関連を計画の中に含むというものでございます。これだけ多くの農林水産の計画が入っておるにもかかわらず、支援措置が十分でなかったということを踏まえまして、先ほど申し上げましたように、支援措置の充実を図ろうというものでございます。

若干重複がございますけれども、５ページをごらんいただきたいと思いますけれども、これが税制措置の拡充策でございます。

下のポンチ絵をごらんいただきますと、従来の法案は、一番下の左側にありますように製造業のうち海外生産比率の高い業種に限定をされておったところでございます。これは右半分の農林水産関連業種を加える。

具体的に右端の吹き出しにございますように、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業以下、こういった農林水産業と関連の深い業種を設備投資減税の対象に加えていく。

さらに従来は機械で３億円以上、建物５億円以上を取得した場合に限りこの特例措置が適用というものでございましたけれども、農林水産関連業種につきましては、こういった大規模投資というのが必ずしも多くはないということで、使いやすくするという観点で、下にございますように、機械装置は4,000万、建物は5,000万ということで、他産業に比べて10分１程度にハードルを引き下げるという措置を合わせて講じられておるところでございます。

また、６ページにつきましては、これは地方交付税の関係でございますけれども、この対象業種につきまして、都道府県・市町村が例えば固定資産税の減免等を講じた場合に、その減免額の75%を交付税で補てんするというものでございますけれども、この対象が、従来は、下のポンチ絵の左にございますように５億円を超えるものに限られておったのですが、これを全業種一律２億円まで引き下げた上で、農林水産関連業種につきましては、5,000万円を超えるものについてはこの対象にするという内容のものでございます。

それから、７ページをごらんいただきますと、各種企業立地等に関する金融支援の充実ということで、１番が中小公庫、あるいは国民公庫の融資、それから、２番が中小企業の立地に係る設備資金の貸付の充実、それから、３つ目として食品流通構造改善促進機構による債務保証の創設といった、こういった金融支援的な措置で支援をしていきたいというものでございます。

なお、８ページ目につきましては、これは経産省関係でございますけれども、各種予算

措置が用意されておるという内容でございます。御参照をいただければと思います。

以上が農商工連携関係２法案でございます。

それから、１－３をごらんいただきたいと思います。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法、通称ＨＡＣＣＰ法の一部改正でございます。

こちらの方も説明の方は２枚めくっていただきまして３ページからのポンチ絵がございますので、こちらの方でごらんをいただきたいと思います。

３ページの右上の方にＨＡＣＣＰ法のスキームというのがございます。このＨＡＣＣＰ法につきましては、平成10年に制定された法律でございまして、５年ごとの時限立法になっております。

御案内のとおり、食品のより高い安全性を確保するためのＨＡＣＣＰ手法につきましてこれを食品業界に普及、推進をしていくという、これにより安全性、品質管理の高度化を図ろうというものでございます。

具体的には、このスキームの中にございますように、厚生労働大臣・農水大臣で基本方針を策定をし、この方針に基づいて指定認定機関、いわゆる業種別団体、こちらの方で高度化基準を策定をする。現在、21団体が高度化基準を策定をしております。

それから、これに従って各事業者が高度化計画を策定し、高度化基準に沿った工場の新設・改修・運用体制の整備を図るという計画を提出をして、認定を受けた場合には、この施設整備に対する必要な農林漁業金融公庫からの長期低利融資を受けられるというものでございます。

左上をごらんいただきますと、食を取り巻く状況とございまして、御案内のとおり、昨年、食品の偽装表示が発生をした。さらに食の安全・安心に対する関心も高まっている。こういった中で、引き続きＨＡＣＣＰによる品質管理の導入が必要という状況認識でございます。

また、その一方で、現行法に基づくＨＡＣＣＰの導入状況でございますけれども、製造業全体で、導入途中も含めまして約14.6%という導入状況でございます。

これは規模別に見てまいりますと、年間販売額が50億以上のある程度大手は７割程度の導入ということが図られておるわけでございますけれども、50億未満の中小では、かなり導入率が低いということもございまして、特にこういったところを対象として導入の普

及・推進が必要ということでございます。

右下の方をごらんいただきまして、そういった意味で、法の適用期限を５年延長するとともに、ＨＡＣＣＰの推進につきまして、施設整備だけではなくて、ＨＡＣＣＰを運用する人づくりが必要ということで、予算措置としてＨＡＣＣＰ手法の導入促進、あるいは全社的な品質管理体制を推進するための研修会といったものを、法律とは別に予算措置の方でも推進をしていきたいというものでございます。

それから、その下の②でございますけれども、政策金融改革の際に、農林漁業金融公庫の融資対象につきましては、食品産業につきましては、中小企業が行う償還期限10年超の資金に限定されるというふうになっております。ことしの10月からこれが適用されますので、ＨＡＣＣＰ資金につきましても、こういった形の改正を行うといった内容でございます。

なお、４ページは、先ほど御説明しました予算措置の関係を参考として添付をさせていただいております。

また、５ページ目につきましては、このＨＡＣＣＰによる品質安全性の徹底、それから後ほど御説明がありますコンプライアンスの関係、それから、食品表示の適正化に向けた対応の関係の資料を参考としておつけしております。適宜御参照をいただければと思います。

私の方からは以上でございます。

○荒蒔部会長　ありがとうございます。

大分大きな問題も含めて３点の御説明があったわけですが、順序は問いませんので、いずれに関しましても、御意見等、あるいは御質問を含めてございましたらどうぞ。

○斎藤委員　まず今回のものは非常に画期的な部分がかなりあるという意味で大変評価したいと思っています。

ただ、もうちょっと早ければ、去年、経済産業省、中小企業庁がいろんな意味で、農業に入って担い手をとりかねない。つまり農業、農村に係る産業政策をかなりの程度、経済産業省や中小企業庁がもうやっているという時代になって、農水省は何をしているのかというふうな、非常にそういう立場にあったと思いますが、今回、その問題をかなり調整するということでは非常に私は評価していいだろうというふうに思っております。

ただそのために、ちょっと見ますと、まず最初のところで申し上げると、資料１－１、

ここで特に４枚目になりますか、ここで地域連携拠点、これは経済産業省サイドの方でも既にできているということかもしれません。農水省サイド、それから、農業サイドでは食料産業クラスター協議会をベースにしてということなんでございますが、実はこれについて幾つか申し上げたいと思いますが、今現在の食料産業クラスター協議会は、この機能は多分ないだろうと思うのです。地元の地域食品の製造業者ができておるわけでございますが、本来、連携を前提にしてできてないのですね。そこに非常に弱点がありまして、数はありますけれども、ほとんどやってないし、予算規模についても、今度の予算規模は100億円ということで、中小企業庁と同じぐらいのレベルで、相当な事業量を想定しなければならないのですが、それには非常にこの組織では無理だ。恐らくその後の再編の戦略を組んでいかなければ、本格的なクラスター戦略を少し考えていただきたいということです。まずこれが第１点ということです。

そうすると、このクラスターという戦略でいったときに、農と食の連携というのがベースになるのですね。そのところをどういう形の戦略をつくっていくか、これまでの協議会は非常に技術論的でございまして、製品開発の方が中心であります。連携より製品開発に走っていくのでございますが、これもちょっと困った問題、製品は幾らでもできます。恐らくことしで３年目になりますので、成果を問われたときに、組織ができました。製品が売れましたぐらいでは多分成果品はちゃんと出てこないのではないか。

産業クラスターは、もう経済産業省が2001年からやっています。こちらは技術革新を中心にしておりますが、今、確かに20カ所ぐらいありますかね、中には食品も実は入っております。そこは非常に弱いのでございますが、例えば沖縄なんかでは相当食品関係が入っておりまして、農水省サイドからの支援が大変ないということで、別にこの協議会をつくっているところもございます。

いずれにしても、やはり農業関係でこれに近づくとなると、食料産業クラスターなんでございますが、ちゃんとしないと、経済産業省の産業クラスターでいいのではないか。こういう議論が横行しかねないのでありまして、そのためには、基本的には独自の食料産業クラスターとは何か。わかりやすくいえば、私どもがやっているフードチェーンや、あるいはフードシステムという概念がないと、どうも提案力がないのではないか。単にものづくりというわけではないということでございます。この辺が１つ非常に懸念することでございます。

それともう１つ、別の１つの視点でございますが、企業サイドと農業サイドの連携ということになってきたときに、実際に組織的には、ここにあります広域連携事業というのは進んでいるわけですね。ここに食品業者や法人等が結構入っております。そういう場合には、もう既にＬＬＰをつくる構想が実際できている。そういう関係で、資本出資関係まで伴ってお互いに戦略を共有するという段階まで至らないと、その先の事業効果がないのではないか。ただ単にくっつけるというわけにいかないだろうということがありまして、その辺の支援策の中にどういうふうに位置づけていくかということですね。

恐らく食品企業サイドも、それなりの融資措置やいろんなことがありますし、農業サイドもあると思うのですが、２つがくっつき合うような形の組織体制をつくっていかないと事業効果が出ないということが１つ気になったことでございます。そういう意味では、連携の仕方の問題ということにもなるかもしれません。

それと気がついたことだけをちょっと申し上げておきます。

それとさっきＨＡＣＣＰのことがございました。私も基本的に中小企業関係がこれに入ることについては大変いいと思うのですが、実際は大方多分できない。厳格な基準を適用した場合に。そのときに基本的なＨＡＣＣＰ手法を評価すべきだ。そうすると、そのための地域合意の中での一応のプランをつくるということではいいと思うのですが、厳格にやってしまったら、恐らく相当落ちるだろう。それに近づくためのレベルをどこまで想定して手法をつくるかという支援策を持たないと、多分これは実質的に成功しないだろうという感じが１ついたしました。その辺がちょっと気になったところでございます。

いずれにしましても、今回、踏み込んでいただいたことについては大変いいと思うのですが、既にかなりの程度、経済産業省や中小企業庁が先をいっております。そのためには基本的に農業サイドから提案できる領域というのは早急に議論して、少しオープンにどうすべきかをやっていただけないか。そういう段階に私は来たかなというふうに思います。できれば去年段階であるともっと迅速な対応ができたのではないかという気がいたします。

まずはその辺から。

○荒蒔部会長　大変ありがとうございました。

今、大変本質的な御意見が出たのですけれども、何か事務局の方、ございますか。

○川合食品産業企画課長　連携の第一人者であります斎藤先生から貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

１つは食料産業クラスターの協議会の問題でございます。

御案内のとおり、食料産業クラスター展開事業につきましては、平成17年度から取り組んできておるわけでございまして、食料産業クラスター協議会、全国で現在、47カ所設置をされておるところでございます。

また、17年度、18年度でこの食料産業クラスターで88品目の新商品が開発をされたということでございます。

また、19年度におきましても、追加的に新商品の開発が進められておるということでございます。

そういった中で、私どもの認識といたしましては、新商品開発、これはそれなりに各地で進んでいるということでございます。また、この新商品開発にあたりましては、地元の大学の技術ですとか、あるいは都道府県の農業試験場の技術を活用をしたりしているということでございます。

さて、これをもう一歩進めて、これをどうやって売れる商品に仕立てていくのかというのが次のステージで重要になってくるのではないかと思います。

そういった意味で、売れる商品づくりという観点で、クラスター協議会で、特に流通関係者も入っていただくとか、あるいはファンの拡大という戦略を、商品開発をした後に対応していただくとか、あるいはもう一歩進んで、商品開発の段階から流通とタイアップをして、どういった商品をつくれば売れるのかといったようなことに力を入れて、今後、取り組んでいければというふうに思っておる次第でございます。

それから、もう１つの視点として、この連携が進めば、資本の出資関係も含めた新組織の設立ということもあるのではないかということで御指摘でございます。

まず最初の農商工連携法案につきましては、農林漁業者と中小企業との連携を促進する法案ということになっております。想定しておりますのは、農林漁業者と中小企業者の連携、では大企業との連携はないのかということですけれども、この大企業との連携につきましても、大変いろんな形で連携はこれまでも進んでおるということは我々も認識しておりますけれども、大企業の場合、連携をするにあたっても十分な資力、ノウハウ、そういったものを大企業さんはお持ちですから、という意味で、今回は法律で支援するのは中小企業と農林漁業者の連携ということにしておるわけでございます。

ただ、これはいずれ発展をいたしまして、大きな、そういった意味で農業漁業者と中小

企業との連携でございますので、これらの連携がそういった資本の出資関係を伴うものまで発展するかどうかというのはちょっと今後の展開にもよるかと思いますけれども、もしそういったところまで発展すれば、既にあります既存のそういった合併とか、出資関係を促進する法律が経済産業省と農水省との共管の法律もございますので、そういった法律に基づく支援といったようなものも考えられるのかなというふうに思っております。

それから、ＨＡＣＣＰにつきまして御指摘をいただいております。ＨＡＣＣＰは御指摘のとおり中小にいかに普及するかというところが問題でございまして、厳格な基準ですと中小はなかなか難しいのではないか。こういう御指摘があったところでございます。

さはさりながら、ＨＡＣＣＰを導入する以上は、ある程度一定の水準のレベルはクリアをしていただくことは必要であろうかというふうな面もございますので、そういったところを、全体を踏まえまして今後の運用というものを考えさせていただければというふうに思っております。

私の方は以上です。

○荒蒔部会長　ほかに御意見、どうぞ御遠慮なく。

私は司会ですのであんまり意見を言ってはいけないのですけれども、ちょっと２つほど申し上げたいのですけれども、まず先ほどちょっと斎藤さんもおっしゃったように、農商工等連携促進法というのがあるのですけれども、こういうので今まで幾つか具体的に動いているというお話があった。ここに図示した例は出ていますけれども、やはりチャンピオンみたいなやつをどんどん示して、こういう例がありますよということを、これはどういう例がいいのかどうかというのはありますが、そういうのをどんどん見せてあげるということが非常に重要で、こういうものに対して皆さんも何かアイデアとかあったら、こういうルートでできますよということを、やはり話だけではわからないので、実例があると、その分人間というのはわかりやすいので、そういうことを積極的に示しておやりになった方がいいのではないかというのが１点です。

もう１つはＨＡＣＣＰについてですけれども、大企業等では７割ぐらい入っているというお話で、これをぜひ広げていきたい。趣旨はそのとおりだと思いますけれども、ただ、最近、ここ２年ぐらいでいろいろ食品企業の、特に不祥事というのは、特にＨＡＣＣＰにからむというか、製造工程から出てきた不祥事みたいなのがいっぱいありまして、ＨＡＣＣＰは導入していたけれどみたいなのが新聞に随分出ているのですね。そうすると、今ま

で大手については７割ぐらい入っているよといいながら、そんな中からやはりＨＡＣＣＰの仕組みでは防ぎきれないやつがぼろぼろ漏れて出てきている。それはその仕組みが悪いのではなくて運用が悪いんだと言えば一言なんですけれども、やはりこれからどんどん新しく中小に対しても、これを取り入れてくださいというふうにお話する以上、やはりこれを入れた結果、かなりこういう精度が上がりましたよとか、食品のギャランティー度が上がりましたよみたいというのがやはり示されないと、なんか結局やったって、こういう失敗もいっぱいあるではないかというので足を引っ張られちゃうということが大いにあるので、パーフェクトなものはないと思いますけれども、やはりやった結果、こういうふうに事前防止とか、それにつながっていますよというのを示してやるということがないと、これをやるというのは結構めんどうなことだ、はっきり言って大変なんですよね。だけどやはりやればそれだけ自分たちも自信が持てるし、お客様に対してもそういうアピールできるのだというふうなことがはだで感じないと、なかなか手間暇かけてというのは、頭ではわかるけれども進まないというのが実態だと思いますので、その辺をあんまり硬く考えずに、やはりいい例というのがこういうがありましたよ、これのおかげでここまで進んだのですよというようなことをやはり示してやる必要があるのではないか。

これは私の感想ですけれども、思います。

ほかに。

○佐々木委員　この法律の趣旨というのは、要するに地域の産業をいかに育てるか、こういうことが一番の趣旨なんですか。

○川合食品産業企画課長　農林水産業と中小企業者、両方にとってプラスになる取り組みをどんどん全国に広げていきたい。

○佐々木委員　今、一番の問題というのは自給率の問題ですね、自給率が40％を割った。こういうことがあって、この法律のあれというのは、要するに生産があって、加工があって、販売がある。この加工のところにいろいろお金をやりましょう、こういうことですね。その背景には、生産のところにも生産を促進するためのいろんなまた法律がある。こういうことですね。あると思うのですけれども。これは真ん中だけというのは１つの型をあてているわけですから、そういうことですると、ある意味では、大きな課題というのは、僕も１つの農水のあれに出ておるのですけれども、自給率をいかに上げていくか。こういうときにこういうお金を、それなら小麦をなんとか今の10％の自給率を例えば20％、30％に

上げるために、では小麦をできた人に対して加工場云々というところに投資しましょうとか、こういうある程度お金の、これは200億円ですね。

○川合食品産業企画課長　関連予算が通産省で100億円、農水省で100億円を20年度は準備したということです。

○佐々木委員　そういうものとのからみで、お金を使うだとか、少しそういうお金の出し方のところなんですけれども、それとそれに伴う生産者に対する補助だとかというものも含めて、これはたまたま中のものができたやつを加工するときの、それに対する工業に対する、製造業に対して、これはお金を少し融資しましょう。こういう法律ですね、ですから、その意味では、僕はある程度、生産者、それから物流、加工業者、小売はそんなあれではないので、そこまではないかもしれませんけれども、ということをセットで考えていただいた方が、それとそれのもっと大きいのに、食料の自給率の問題も少し含めて、きょうの新聞にも載っていましたけれども、非常に食料自給率を上げなければいかんという風土がある。マスコミはそれにちゃちゃを入れるみたいなことで書くのですけれども、いずれにしたって、マスコミを含めて日本国あげてそういうことに取り組むいいチャンスのような気がしますから、それはいろいろ問題があるかもしらんけれども、１つの目標を決めたら、そこに向かって民間も、行政も、皆さんのところも一緒にやる、こういうことではないかと思うのですけれども。

○荒蒔部会長　今の佐々木さんがおっしゃることというのは、多分裏では全部つながっているはずなんですけれども、やはりそういうのが非常に法律ですから、ある程度限定的にならざるを得ないので、ただ、ピンポイントをすると、どっかがぼけちゃうのではないかという、だから全体の連携を、どういう形で行政側として進めるか。

○佐々木委員　御指導いただいたことも、御指導いただいていいのですね。

○川合食品産業企画課長　私の説明がちょっと舌足らずだった部分があるかもしれませんけれども、これは農商工連携、こういうふうにいっておりまして、商の部分ももちろんございまして、物流、そういった販売、小売さんも含めて農家と流通業者の連携、これによって新しい販路を開拓する。新しい売り方を開発する。場合によっては従来、市場流通だったものを直売にするとか、あるいは国内販売だったものを輸出にするとか、そういったことも含めた連携、広い意味での農商工全体の連携というものをターゲットにしておりますので、そういった意味で、食品加工メーカーと農家だけを支援するわけでもございませ

んし、農家と加工メーカーと流通、この３者がタイアップするという連携でも十分支援対象になりますし、そういった全体の連携を一気通貫で支援をするということを基本的な概念といいますか、あれでしています。

○佐々木委員　例えば僕らは主に商売しているのですけれども、商品が市場へ入ってきますね。そこでセリをするでしょう。市場に来るまでは非常に温度管理がいいのですね。市場に来た途端に、市場は、御存じのようにがらんどうのところで野積みがしてあって、そこで品質を落としちゃう、そこから店へ行くまではある程度要冷のところで行ったり云々する。そこにやはり冷蔵、冷房があって、温度調節があって、そういうところで一時保管をしながらというような設備はなかなかまだできてないですね。せっかく途中はいいのですけれども、一番のそこのところで損をしちゃう。ですから、そういうものに対しても、これは申請があれば補助ができるとか、こういうことなんですか。

○川合食品産業企画課長　卸売市場、この補助で想定しますのは、事例にもありましたように、かなり個別の連携、取り組みということでございますので、卸売市場における低温卸売場の整備とか、そういったものにつきまして、市場行政の中で、順次今までもその方向で展開を進めてきておりますし、そちらの方は市場行政の中で、かなり大きな話になるものですから。そちらの方での対応ということで。

○斎藤委員　話が錯綜するといけないので、基本的なところでまず確認しなければいけない問題だと思うのですけれども、これをやるという意味は、地方の段階で戦略を組まなければいけないのですね、基本的には。そのときに、最初からやや製品開発的な要素が非常に強過ぎちゃって、非常に個別具体的過ぎるのですね。一番大事なのは戦略のレベルの問題、だれが組むのか、基本的に今の地方分権化を想定していけば、やはり県や合併自治体の行政支援があって、そこに企業が入ってという、あるいは農業者も入るという、そういうふうな連携がなければ戦略が組めないですね。

　さっきもそのことが非常に気になっていまして、それから、今のところのクラスター協議会というのは加工メーカー中心にできているわけです。これは産業クラスターがそうだったから、そこにもっと商業者だとか、あるいは民宿でもいいですね。こちらは実は次の段階になるとサービスをいっているわけですね。サービスが集積していかないと、実は農業も入らないと動かない部分があります。工場型クラスターと我々は言っていますけれども、そういうものを地域で集積するということも必要になってくるわけですね。集積の論

理がまたここにはないのですよ。さっきの立地促進法はいいのですけれども、そういうところがうまく集積したら、そういう立地に対する集積のメリットを享受できるのかという話ですね。それがないのですね。はじめは製品開発ありきですけれども、地域なんてどうやって戦略を組んでいいのか、連携の。それをどういう行政的な支援が可能なのか、どういう戦略を持てるのかということがないと、次の製品開発論に本来いかないはずなんですね。

一番危険なのは、単純な製品開発論ではもう伸びないのです。幾らでも開発できますから。そうではなくて、基本的には支援産業をどうつくったらいいのか。さっきの自給率問題がありましたけれども、どういうふうな戦略で、それがただ自給率に結びつくのかとか幾つか政策目標が出る、戦略の中には出ますね、その戦略の中で製品を位置づけないと、何となく旧来どおりになっちゃうのですよ、地方食品の単なる開発。

だから先ほど申し上げたのは、クラスター協議会を根本的にいじくらないと、革新しませんと、地域全体が動かないです。例えば大手の大きいところの食品企業は、ほとんどここに入っておりません。その大手といっても中小でも大手ですね。ですので、そこのところをいじくらないと、今の協議会だと動かないですよ。その辺のことを私は非常に懸念しております。

○荒蒔部会長　そういう御指摘がありますので。よく。

○斎藤委員　だから農水省でも担当の方が少な過ぎますね。これをもしやるのだったら、課をあげてやっていただくぐらいでないと多分動かないと思うのです。

○荒蒔部会長　だからうまくいった例なんかを示すということは、さっきおっしゃった、最初の自給率みたいなものからずっと最後まで、サービスまで含めたやつがやはりうまくいくから、うまくいったケースというのが出てくるのですから、そういうのを示すということは、やはりすべての問題について、ここだけにピントを合わせずに、そこを真ん中に置いてもいいけれども、前後関係がはっきり流れるような例を示していくということは大事なことですね。

○川合食品産業企画課長　十分なお答えになるかどうかあれですが、荒蒔部会長のおっしゃった、そういう優良事例を示すということは重要だと思っていますので、現在、農商工連携88選、お米の88選に比べて88選というのをとりまとめておりまして、こういったものを３月にも発表させていただくということで今、準備をしておるところでございます。

○浦野委員　全体に関連する中で一番私は心配なことは、メーカーの立場から見ると、やはり安定供給、安定生産ということが一番なんですね。こういうふうにぽっと出てきて、その場限りで終わる、これは困るわけですね。そういうものを調整するために市場があるわけで、そこは市場の機能として重要なんですね。我々はやはり市場を介しないものについては、安定供給というものがなかったら全く商売やっていけないわけですよ。

そういう目で見たときに、はなはだ今の農業者の方、そこが本当にどうなのかといったところを議論していかないと、昨年の選挙結果等々をいろいろ含めて見たときに、私は一番心配しているのは、本当に担い手農家を育てていこうといっていた政策が今、腰くだけになろうかという事態を迎えていますね。本当にすべての農業者を援助するようなことをやっていても、我々メーカーから見たときに、それは安定した供給源にそれはならないのですよ。

ですから、我々メーカーの立場からいくと、本当に北海道の例えばお米、私どもたまたまキララというのを使っていますけれども、そういった本当に安定供給があるようなものであればいい、あるいは男爵イモにしても、どこそこの農協であればみたいな、そういう本当に年間を通じてきちんと確保できるものがなかったら、ほとんど意味がないわけですね。

それから見たときに、各自でこんなことをやっても、ほとんどそんなホクレンさんに該当するような大きな部分はないですね。では中小だから一時期だけでいいかといったら、そんなわけはない。やはり中小のメーカーだって年間を通じて稼働することは、工程費を賄う上の原則ですからね。

だから逆に私は農業の方が本当にそれに対応するだけの安定度を持っているのかという意味から、ぜひとも担い手農家の育成といって始まったことはやりとげてもらいたいのですね。政局の動きで変わってはいけないというふうに私は思っていますので、ぜひそこはよろしくお願いします。

○荒蒔部会長　すごい本質的な課題になりましたので。

一応今の問題というのは、本当にこれはだれもわかっていながら、なかなか進んでいないような話ですから、これは農水省全体の問題としてもやらなければいけないし、我々自身も、国民としてそれをバックアップしていかなければいけないと思います。

一応時間と言って恐縮なんですが、この辺でこの件は締めまして、また最後に終わりま

してから総合討論という形にしていただきます。

「「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き
～５つの基本原則～（案）」について

○荒蒔部会長　それでは、次の議題、議事次第の４番にございます食品業界の信頼性向上自主行動計画ということについて、事務局から御報告をお願いしたいと思います。

○桜庭食品産業振興課長　お手元の資料２－１、それから、２－２というので御説明いたしたいと思います。

若干時間を15分程度をいただいておりますので、厚い２－２の方で御説明いたしたいと思いますので、２－２の方を基本的にお開きいただきたいと思います。

まず表紙を開いていただきまして目次でございます。これで全体の構成を御説明させていただきたいと思います。表紙裏の目次でございます。

「はじめに」の後に事業者団体向けの自主行動計画の手引きというのが大きくいって１つ。その後、食品事業者といってもいろいろな類型がございますので、ここでは６つのパターン、類型に分けまして、それぞれ立場が違いますので、その方々に５つの基本原則といいますか、５つという形でコミュニケーションしたらどうかという提案でございます。

この６つの類型でございます。まず１つの食品製造業者、それから、食品輸入業者、これはどちかというと比較的規模が大きくて、コンプライアンスとか、そういったものを組織的にできるようなところというイメージです。

２つ目の食品製造小売業者、これはどちらかというと非常に小さい規模である。イメージ的には街のお豆腐屋さんとか、お菓子屋さんとか、あるいは何店かのオペレーションしているところ。

それから、３点目は外食事業者でございます。これはどちらかというと製造メーカーと違ってサービスとか、そっちのキッチンの清潔とか、要するにものよりもサービスの方の行動にポイントを置かれている。

４点目はその間と申しましょうか、製造とサービスの間の惣菜とか、お弁当をつくる中食事業者。

それから、５つ目の類型は、卸売事業者でも特に生鮮卸という形で卸売事業者。

最後に食品小売事業者、どちらかというと、他の物販というよりは、バックヤード調理とか、そういったものも包含したイメージで書いておるということでございます。

下にございますけれども、利用にあたってと点線で囲ってございますけれども、自分はどこにあてはまるのかなということがあるかと思いますが、今の企業というのは大体外食もやれば製造もやる、いろんなことがありますので、それぞれの関連のところを見ていただきたい。

それから、もう既にかなりＣＳＲ活動としてコンプライアンス、いろんな取り組みをされている企業が最近、多うございます。その方々にとってみれば、この２で書いてございますけれども、点検・検証用にチェックリストとしてこれを活用していただければありがたい。今、作成してない方もいらっしゃいますが、その方はこれを参考にしてひな型としていただきたいというのが全体構成の中身でございます。

私どもの考え方は、前回のこの食品産業部会でも、皆さんからいろいろ御意見を賜りましたけれども、１ページの「はじめに」でございますけれども、真ん中ほどでございますが、これはあくまでも「道しるべ」としてひな型を提供したということでございます。

その理由は、それから２つほど下にありますけれども、食品業界のほとんどを占める中小事業者からは、ノウハウや人材の面で実際の対応がよくわからないというのが多数意見を寄せられたという背景がございます。

それから、もう１つの考え方とすれば、衛生管理、品質管理の面が非常に強く出てきておるということを踏まえまして、下から２つ目のパラグラフでございますけれども、これをいろいろ働きかけていく中においては、今までの中国冷凍ギョーザの輸入問題とかいろいろ問題が今ございます。そういった事案を踏まえまして、内閣府の国民生活局、あるいは厚生労働省等と十分連携して進めていきたいと思いますし、今後、いろんな情勢の変化があれば、これを常に加筆、修正していくという形で育てていきたいという形で考えております。

どちらかというと、いろんな情勢に対応するため、あるいは改善をするための土台となるものとして、ベースとしてこれを活用していただければなという趣旨でございます。

中身に入りますけれども、２ページになります。

これは食品事業者団体向けということです。

２ページの下に大きく囲んでございますけれども、なお書き以下です。本案はモデルと

して策定しましたので、業界の実態を踏まえ、実効性のあるものとするため、内容を必要に応じて、適宜、加筆・削除など見直されるようお願いします。

何々業界団体にとって、ここは必要だね、これは足りないというのもあるかと思いますけれども、それぞれに応じた対応をしていただきたい。

３ページになりますけれども、なんとか団体の自主行動計画ということで、大きく全体につながるものを二重四角で囲んでおりますが、食品の安全や品質を確保し、消費者から信頼され続けるようになるよう、次のとおり必要な情報の提供・発信、相談対応、行政機関との連携等を行う役割を果たします。

下の方に５つほど項目を置かせてもらいました。

１つは、このあと申し上げますが、５つの基本原則の会員企業に対して周知徹底、それから、相談対応します。

あるいは２つ目は表示の適正化をいたします。

３つ目は、コンプライアンス体制の構築の必要性について引き続き周知徹底を図る。これはセミナーとかそういうのを行う。

それから、４つ目は、消費者の皆さんに対して、食品に対する正しい情報をホームページなどで提供する。

それから、事故とか、いろんな問題が出てくるかと思います。そういうときには行政機関と緊密に情報を共有し、連携してその解決に向けて取り組みます。

これが１つのひな型という形になるかと思います。

それでは、例えば、事業者の関係については４ページに書いておりますので、食品事業者、食品輸入事業者について御説明したいと思います。

５ページになりますけれども、ここで考えなければいけないのは、３行目からありますけれども、ではコンプライアンスとは何かということで、コンプライアンス、よくマスコミでは「法令遵守」と書いておりますけれども、私ども昨年の事案をいろいろ考えてみますと、法令を遵守をしていればいいという問題ではなかった。法律さえ守っていれば何をやってもいいということではない。つまりそのほかに社会倫理に適合した行動を企業が取らなければ、消費者の皆さん、国民の皆さんからそっぽを向かれる。そういった事案がよくありました。法律には明確には違反してないけれども、非常にその会社の存立すらあやうくなるような事案が多数ございました。

そういう意味では、コンプライアンスは単なる法令遵守とは違うということでございます。

ここに書いてあるのが、私どもが業界にお願いしたいメッセージという形でございます。

１ページめくっていただきまして６ページになります。

基本原則の１になりますけれども、点線で囲っているところは、この基本原則１に対する全体に対する解説というか背景を述べさせてもらっております。特に私どもは基本原則の１は消費者基点の明確化、この中にありますけれども、消費者の視点から考えること、企業行動はまずこれから出発するということではないかというメッセージでございます。

それから、１の取り組み方針、これはどちらかというとスローガン的な、一言でいえばということでありまして、例えば消費者を基点として、消費者に対して安全で信頼される食品を提供することを基本方針としますということをうたって、それは具体的にでは何なんだろうかと思われるかと思います。それについては、ここでは例示として５つほど出していますけれども、これにつきまして、それぞれ各企業の皆さんで取捨選択、あるいはこれに自分が今、行っていることを足していくというような形で進めていただければと思います。

次の基本原則の２、７ページでございますけれども、コンプライアンス意識の確立。

先ほども申し上げましたけれども、まずは法令遵守、社会環境の変化に適切に対応することがまず事業活動の大前提だということをもう一度ここで申し上げているところであります。

その取り組み方針。

したがいまして、そういった法令や条例、公正なルール、それから社会規範を遵守し、社会倫理に沿った企業活動を進めていきます。

基本原則１と同じように、具体的な取り組み事項ということになっておりますが、ここで２の中で補足資料１、コンプライアンスに関する方針の策定手順について。こういったものはちょっとポイントなるのが参考として示しております。15ページを恐縮ですが開いていただきたいと思います。

それでは、コンプライアンスに関する方針、例えば企業行動規範というのはどうやってつくればいいのかわからないという方々がいらっしゃいます。それについてはステップアップという形で、まずステップ１として企業理念・経営理念を明確化して、それを文書化

しましょう。

次のステップへいけばコンプライアンス方針を宣言してもらう。

ステップ３であれば、その担当者をどうやって設置するのか。

４になると、そのリスクと対応策の文書化。

それから、初期の行動規範をつくり、社内浸透に向かう。

16ページにいきますけれども、それを今度は実践活動にするという形でステップアップを考えております。

ただし、ここで留意事項というのを述べさせてもらっておりますけれども、要するに取り組みを表面的なもの、つまりこの行動規範をつくることを目的化してしまうとかえってリスクが高まるというおそれがあるわけです。つまりそれを実践することが重要なんですよということをいろいろ書いております。ここは留意事項というか、注意事項という形で書かせていただいております。

それから、次も行ったり来たりしますので、内部通報体制の構築手順というのが17ページ以降ございます。これもステップアップして、こういったものをつくっていただければということです。

17ページの下に留意事項とございます。

従業員の目から見て利用しにくい窓口は、逆にリスクを高めることがあります。意味深な表現でございますが、内部通報体制がしっかり整ってないメーカーといいますか、去年の事例を見てみますと、それがすべて内部告発という形で外部にいってしまうということが言わんとしていることであります。

９ページに戻っていただきたいと思いますが、やはりメーカーさん、あるいは食品に関係する方々として基本はやはり安全なものをつくり続ける、安全なものをつくることが基本だと思います。これに全力をあげる。それでコンプライアンス化はＣＳＲ活動を通じて信頼というものを得て、はじめて消費者の皆さんに安心ということを抱いていただけるのではないかなと考えております。

そういう視点から見れば、まず衛生・品質管理というのはもう企業にとっては大前提の基本中の基本ではないかということであえてここで書かせていただいております。これについては、この点線の四角の中にありますように、国内での製造、海外からの輸入に関係なく、内外無差別、これは本当に重要なことではないかなということになります。

取り組み方針。

それから、具体的な取り組み事項は、この記載のとおりでございます。

それでまた18ページになりますけれども、参考として、補足資料として衛生・品質管理に必要な基本項目の事例をここであげさせていただいております。

これは食品衛生法とか、いろんな形で膨大なマニュアル、すごい厚いマニュアルもございます。ここは項目だけにしておりますけれども、それは各社、いろんな現場でお持ちになっているかと思います。

ただ、これは例示としてあげさせていただきました。

それから、11ページに戻っていただければと思いますが、そのための体制整備という形で書かせてもらっております。

それから、基本原則の５、情報の収集・伝達・開示等の取り組みということでございます。

特に取り組み方針のところでございますけれども、消費者の皆さんの信頼や満足感を確保するために、常に誠実で透明性の高い双方向のコミュニケーションを行います。そのために必要な情報の収集・管理を行いますということでございます。

ここのところで、例えば一番重要な消費者に一番のメッセージというのは、その製品における表示だと思います。

したがいまして、４としまして、表示をはじめとする情報の開示と伝達への取り組みについてというのを19ページに補足資料として記載させていただいております。

また、14ページになっておりますけれども、食品事故というのはないにこしたことはないのですが、それはリスクはゼロではないということで、補足資料５として食品事故対応マニュアルの記載と項目例については20ページに示させていただいておるところでございます。

これがどちらかというと、組織ができて対応ができそうな企業を前提としたということでございますが、22ページになりますと、製造小売業者ということで、先ほど申し上げました組織的にかなり難しいという方々なんで、衛生管理・品質管理の体制というのは省略しまして、その徹底という形で、製造業者の３と４を一緒にして、ここは４つの基本原則にした。文言もかなり親しみやすいような、何々店は、お客様の基点に立ち、安全で信頼される食品を提供しますというような形で非常にわかりやすいような、また、親しみやす

いような形で記載させていただいております。

それから、あと特徴点で申し上げますと、外食につきましては、例えば30ページになりますけれども、30ページの取り組み方針の１の囲みは一緒ですが、２の取り組み事項の２つ目の○ですが、パート・アルバイトを含むすべての従業員・役員、それからフランチャイジーの話、それがコンプライアンスに関する基本ができるようにということで、その特徴を書いておりますし、また、42ページになりますけれども、メニュー表示をはじめとする情報の開示と伝達の取り組みということで、食品表示ではなくて、メニューに対する考え方という形で書かせていただいております。

それから、あと特徴的なものは、生鮮食品卸事業者につきましては、73ページをお開きいただきたいと思いますが、卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のためのマニュアル、これは既にできておりますので、これを再掲させていただきました。これに沿って対応していただければ。特にこれは74ページに品質管理の要点ということで共通課題、青果市場、水産市場、食肉市場、それぞれに分けて記載しているところでございます。

全体を通じまして、私どもは今後のスケジュールといたしましては、今、昨日付けで関連事業者約190団体にこれを発送いたしまして、御意見、御相談、そういったものを承って、３月上旬にでもこれを１つの正式決定して、正式に各メーカー、団体に通知したいと思っております。その後４月以降の各団体の総会、理事会でこれを決定していただいて、取り組みを進めていただければと考えております。

なお、20年度予算におきまして、この団体、メーカーの皆さんが取り組むにあたってのいろいろなパンフレット、あるいは教材といったら変ですが、そういった資材、それからセミナーの経費を今、予算要求をお願いしておるところでございます。その予算の中でいろいろな取り組みの御支援をいたしたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

○荒蒔部会長　今、御説明いただいた件については、きのうの日経新聞の夕刊に出たものですね、これをごらんになったと思います。

では本件についての御質問、御意見等ございますか。

○浦野委員　意見というか、感想ですが、私も事前にちょっと拝見して、私どもの規模の企業から見たときも、チェックリストとしては十分機能するなというふうに思っておりま

して、ある程度の規模の企業は一応のことはやっておりますけれども、それでもやはり漏れるということがございますので、そういう使い方ができますし、それから、本当に中小の方々にとっては、こういうことはトータルに見る機会はほとんどなかったのですね、正直言って。これは本当はそれは団体がつくってくる仕事なんでしょうけれども、これを農水にやっていただいて本当に感謝にたえないというところでありまして、これはやはり早急に浸透を図って、個別企業が見直せるようにしたいなと思っていまして、本当に個別企業で見たときに、そうはいってもできない部分がやはり出てくると思うのですね。そんなところを各団体に上げてもらって、そこをどう解決したかということで、実質的にこれが機能するようにぜひ我々大企業もお役に立てるように、例えば研修の場とか、いろんなことを含めてやっていきたいと思っておりますので、本当にありがとうございました。

○荒蒔部会長　おほめの意見が出ました。

　ほかに。

○渡邉委員　ただいま浦野会長からも御指摘がありましたけれども、食品産業、ここに書いてあるように中小企業が非常に多い中で、この種のことがなかなかでききれない。それに対して我々、そこで働く立場からも、こういった観点で求めてきたわけですけれども、ここで１つまとまったという意味では、その御苦労を評価をしていきたいと思いますし、加えてやはり実践に移さなければならないのだろうと思うので、これから各団体の総会なり理事会の時期だというふうな書かれ方もしておりますけれども、ぜひとも団体が細分化して数が多いので、実施に移されるかどうかの評価といいますか、フォローをしっかりしていただいて、本当に定着するような形を引き続き追求していただければと思います。

　非常に労働組合、働く側からも、こういったものが手引きとしてできたので、それぞれ職場で活かされているかどうか、あるいはそれぞれの業界団体とのおつき合いもありますので、そういった中でお話をさせていただければと思っております。

○荒蒔部会長　ほかに。

○斎藤委員　私も大変いいと思うのですが、ただ、気になることといいますか、一応業界ごとに基本原則があって、これも大変いいのですけれども、業界が非常に多角化的になってきて境界が見えないということで、例えば小売が惣菜をつくっているのはざらにございます。市場の関係者が、これはまた加工からいろんなものをつくって、そういうところの方が非常に境界が見えないところがいっぱいあるのですけれども、そういうところはどう

いう位置づけになるのですか。業界としては３つも４つも協会に関わっているということになるのか。管理上は非常にその方が難しい管理をいっぱい抱えているわけですね。この辺はどうお考えですか。

○荒蒔部会長　その辺、何か。

○桜庭食品産業振興課長　確かにそういうのもあって、この目次の下に、それぞれの内容を見てくださいという話になったのですけれども、多分メーカーとすればいろんなことをやっているということになると思いますけれども、ただ、団体から見れば、こういうことにも加盟しているし、こういう団体にも加盟しているという形で、それは１対１の関係になると思いますので、その担当なり、そういった視点からやっていただければいい。

　つまり複数的になっていっているのですかね。そういうやり方になるのではないか。例えばニチレイさんは製造メーカーのこともあるし、冷凍食品もあるだろうし、いろんなところに加盟されていると思いますので、それぞれの分野、それぞれの担当のところで、これのチェックをそういう目で働けていただければな。ちょっとあんまりいい知恵が……。

○荒蒔部会長　要するになすり合いにならないようにしないといけないということでしょう、はっきり言って、つなぎ目が。

○桜庭食品産業振興課長　はい。

○荒蒔部会長　ただ、先生がおっしゃるように、１つでこういっているのもあるし、ここだけのもあるし。どこだってという話になる。

○桜庭食品産業振興課長　１つ申し上げたいのは、その会社としてのガバナンスはしっかり持っていただきたい。つまり経営陣を中心とするガバナンスは。それをやはりやって、ＣＳＲのレポートをやられていると思いますので、そのあたりを明確に位置づけていただければと思います。そのための手法として使っていただければと思います。

○荒蒔部会長　省庁というか、どうしたってレギュレーションというのを発信する側でずっと生きてきましたので、こういう自主基準の手引きみたいなのをつくったというのは、何人かの委員の先生から言われたように、非常に珍しいといったら変ですけれども、新しい局面だなというふうに思うわけですけれども、やはりあと、これをどういうふうに育てていくかというところの責任はどこが取るのかとか、それは企業なんですよ。団体なんですよと言ってしまえば簡単だけれども、それでは、こんなせっかく手引きまでつくったのにやらないのはあなたが悪いのですよと言ってすむわけではない。そこら辺なので、特に

自給率の問題も含めて、いろんな意味で食料、食品というのは、今、非常に大きな課題を抱えつつ動いているという中で、やはりこういう知識人みたいなものをどう育てていくかというのも新たな省庁としての、全部押しつけるわけではないですけれども、仕事なんだろうなと思いますね。

○浦野委員　それに関連して１つだけ。今の桜庭さんのお話も踏まえて考えると、やはりブランドのことですね。今、いわゆるプライベートブランドというのはかなり出てきて、ブランドオーナーの責任というのが非常に今、あいまいになっていると思うのですよ。桜庭さんのつくっていただいたのからいけば、ブランドオーナーたるものも、まさに自分が製造業者だという目で、この製造業者の部分をきちんとチェックしてもらうといったようなことが今、非常に必要になってきているのですね。

　例えば生活者の方から見ると、どこそこスーパーを信頼しています。あるいはどこそこ生協だから信頼していますというのがまず一般基準でありますね。それに応えるということで、それぞれのＰＢを出したりされるわけですけれども、その辺が今、ほころびかかっているのではないでしょうかね。そのＰＢというのがあんまりふえてくると、やはりその方々は、必ずしも製造のノウハウもあるわけではない、そうするとやはり限定的になりますね。もちろん我々メーカーはＰＢをお受けするときに、そういう責任も含めてやっているのですけれども、そこはまさにコラボレーションですから、そういう意味で、ブランドオーナーの責任みたいなところを今、改めて私はみんなが見直した方がいいのではないかなというふうに思っています。

○荒蒔部会長　まさに幾つかにまたがっているところでブランドというのが全部語っているという話なんですけれども、佐々木さん、何か今の御意見について。

○佐々木委員　やはり販売者の責任というのはありますからね。製造者が大手なら、ニチレイさんだとか、問題解決しよう、こういうことですむのでしょうけれども、中小になるとそうはいきませんので、そうするとこういうものは最低利用してくださいとか、そういうことについては、こちらから働きかけるということはやれますね。多分ほとんどないんだろうと思うのですけれども、やはり販売者の責任ということを問われますので、そういうことまで含めて、ＰＢなんか特にそうだと思うのですけれども、そういうことまで含めて僕らの責任にということではないかと思っていますけれども。

○荒蒔部会長　ＰＢというのは、輸入食品もそういうのの性格を持っていますね。

○佐々木委員　だんだん、そうですね。

○荒蒔部会長　加工食品の場合ですね、原材料ではなく。

　ほかに何か。

○柴田委員　前の農商工連携の話でもよろしいですか。

　今のＨＡＣＣＰも含めまして、海外の穀物相場等の３倍という、今の動きというのは中期的な上昇ではなくて、やはりステージが変わってきているなという感じがします。あとは海上運賃等も随分コストが上がってきていますので、日本の農業の部分というのは局面が変わって、かなり内外価格差も縮まって、特にこういった安全・安心の部分と日本の品質を考えた場合には、かなりなところを競争力がもってくるので、今、まさにこういった一連のクラスターの政策なりは、まさに必要な政策かと思うのです。

　ただし、日本のマーケット、国内だけで見た場合は、人口減少、高齢化ということになると、大体市場が拡大していかないので、こういうものができて、それが評価されると、一方でついていけないところのゼロサムゲームになりかねないので、やはりここでちょっと出ておりますけれども、輸出というところで市場規模を拡大させていく、クラスターを基点にして、隣の中国にはやはり大きな潜在的な市場が出てきているわけですから、そこの部分でいわゆるマーケティング等必要かと思うのですが、輸出戦略というところをやはりなんか強力な後押しが必要なんではないかという気がします。

○荒蒔部会長　ちょっと大きなお話になりまして、もしあれでしたら後で総合討論の中でそういうものをやってみたいと思います。

そ　の　他

○荒蒔部会長　もしよろしければ、ほかになければ、次の５番目の議題の方に移らせていただきたいと思います。

　５番目はその他ということになっておりますけれども、国民生活審議会で食品表示に関する議論を大分進めていただいているということで、その辺の御報告をちょっといただきたいと思います。

○嘉多山消費・安全政策課長　参考資料の１と２ということでございまして、国民生活審議会での御検討を御説明する前に、今回、中国製のギョーザから端を発した事案について

の政府の取り組みということで参考資料１というものに沿って簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

参考資料の１でございますが、最初の経緯の後は、後ろから古いものは整理されておりますので、ちょっと見にくくなりますが、そこは御容赦をいただきたいと思います。

事案についてはもう既に御承知のことかと思いますけれども、厚生労働省の方が、基本的には輸入食品についての検疫というのを実施する中で、千葉県で２件、それから兵庫県の１件で、実際に健康被害を訴えるという事例が発生をしたということでございます。

そういう中で、兵庫県での事例が１月のはじめごろだったわけでございますが、保健所あるいは県からの厚生労働省への報告が１月29日ということになったということで、そこら辺の連携の強化というのが課題ということになってございます。

12ページ目を見ていただきますと厚生労働省の方で整理をしておりますけれども5,457というかなり多くの方が御相談なりに見えております。そのうち1,000名弱が医療機関の審査を受けておりますけれども、いずれもコリンエステラーゼの血中濃度が変化がないといったことで、有機リンに特徴のある中毒症状を疑わせるような事案ではないということで否定をされておりまして、現在のところは先ほど申し上げた３件での10名ということに患者数が限定をされているということでございます。

１ページ目はそれでございます。

とびまして10ページ目にいきます。

10ページ目でございますが、まず29日の夜に厚生労働省に連絡が入りまして、30日に厚生労働省から関係省庁に情報が提供されております。

その中で一番下にございますけれども、農林水産省といたしましては、情報提供を受けた日に輸入事業者による回収等の情報を地方農政局あるいは関係業界団体に御協力をいただきまして情報提供をいたしております。

そのときに当該製品などの取り扱いの中止、自主回収への協力、それから、当該製品と同一工場で製造された製品や、原材料の有無についての点検ということをお願いをしているわけでございます。

その後、16ページをごらんいただきますと、１月31日早朝でございますけれども、食品による薬物中毒事案に関する閣僚会合というものが開催をされまして、関係省庁の大臣が参集をいたしまして申し合わせを行っております。それが16ページでございますが、まず

は第１に被害の防止ということで、各事業者さんで自主回収をされるものについて積極的に情報提供を行っていくということが申し合わせをされておりますし、それから、国民の皆様、特に消費者を中心でございますけれども、国の機関なり地方公共団体なりにいろんな御相談がございますので、窓口を設置をして迅速に情報提供を行えるようにしますということでございます。

それから、２番目は原因の究明ということでございます。これも現在、警察が中心になって原因究明を進めておりますけれども、中国政府とも協力をしながら進めていくということになっておるわけでございます。

それから、３番目でございますが、被害の拡大の防止、それから、原因の究明といったものの対応を行いながら、今回の事案について、それぞれの機関の対応といったものを点検をする。あるいは今後、同様の事案が起こらないように再発防止の対策というものの検討を進めるという３点について合意がなされておりまして、これに沿って各省庁が取り組んできているというのが参考資料１の内容でございます。

それでざっと動きを申し上げますと、先ほど申し上げた１月31日の閣僚会合の後になりますけれども、農水省としては、冷凍食品等を扱っているような店舗を巡回指導いたしまして、自主回収等が実際に行われているかどうか確認させていただくとともに、残っているものがあれば撤去していただくようにお願いをしているといったこと。

それから、冷凍食品協会等にお願いをいたしまして、情報窓口を設置をしていただいておりますし、農水省としても、本省、地方局、あるいは「消費者の部屋」で相談の受付というものをしております。

これの中で健康被害といったものの情報がありました場合には、厚生労働省の方に私どもの方から情報を提供するという取り組みをしてきたということでございます。

その後、戻っていただきまして６ページ目でございますけれども、中国側から、まず調査団ということで、２月３日に来日をされておりまして、日本側調査団ということで、内閣府、警察庁、厚生労働省、それから、農林水産省で担当官が対応をしておるということで、情報の交換を行ってきておりますし、その次が前の５ページ目でございますが、日本側からも５日に調査団を派遣をいたしまして、検験検疫総局との意見交換と合わせまして、現場の工場なりも調査を行っておるということでございます。

ただ、現場の工場は既に稼働が止まっているという状態でございまして、稼働が止まっ

た状態の工場を調査をしてきたということと、その際に不足の資料なりについて中国政府に要求をしてまいったというふうに聞いております。

それから、３ページ目でございますが、先ほど御紹介した関係閣僚会合が２月８日、中ほどでございますが、開催をされまして、今後、再発防止についての協議ということでのいろいろ検討で、今後の検討方針というのを決めておるということでございます。

１つは情報を一元化、集約化するという体制を強化しなければいけないということで、現場の窓口機関から本省庁への報告のルールを見直す、あるいは強化をする。

それから、関係機関での情報の共有化ができるようなシステムというものを改善をしていかなければいけない。

それから、事業者が把握した情報を行政に報告をしていただくといったようなルールを確立しなければいけないというようなことが課題としてあげられております。

それから、イに書いてございますように、輸入加工食品についての安全確保の強化ということでございます。この点につきましても、一昨日でございますが、厚生労働省から検疫所の方に、水際での検査にあたって、輸入業者、製造業者の皆様に、現場での安全管理がきちんとしているというようなことを確認をしてくださいということを口頭でお示しするとともに、問題の食品については当然通関を保留して自主検査をしていただき、その結果を見て判断をするということになりますし、現状では問題が起きていない業者につきましても、モニタリングを検疫所が行うということで通知が出されております。これもその一環として行われたということで、御協力をいただきたいというふうに考えております。

一応食品の薬物中毒事案については後で資料は詳しく見ていただければと思いますが、現在の状況はそのような状況ということでございます。

それから、続きまして参考資料２でございます。

御承知のとおり、国民生活審議会の総合企画部会では、昨年から食べる、つくるといった５つのテーマごとにワーキンググループを設置をいたしまして、行政のあり方といったものについての総点検というものを実施をしております。

２月13日の「食べる」ワーキンググループにおきまして、関係省庁からヒアリング等々ございました後、座長、御船先生の方から、参考資料２にあるような試案というものが御提案をされたということでございます。それについてざっと御説明させていただくということでございますが、これにつきましては、２月14日に企画部会の本体の会合がございま

したので、そこで報告をされておりまして、総合企画部会で引き続き全体の検討の一環ということで検討されてまいります。最終的には３月をめどにとりまとめを行う予定というふうに私どもとしては聞いておりますので、最終案ではなく、まず検討の素材ということで提出されたものというふうに考えております。

内容は、ごらんいただければということでございますけれども、基本的には生産から食卓までの間での未然の予防ということと、リスクという言葉を使っておりますが、検査、監視、モニタリングなどの強化、それから、事態が起きた場合、危機管理ということでございましょうけれども、迅速な対応といったことが全体としての重要ポイントということでございますし、表示についても、消費者の信頼できる表示制度にするということが内容ということでございます。

一番最初のところは、食品安全情報の一元化・共有と消費者への早期の警告ができる体制ということで、今回の輸入食品の薬物中毒という問題もございまして、消費者からの情報を一元的に集約するような形、それから、それを適切に判断して、きちんと関係の機関が共有できるような仕組みが必要ではないかというのが（１）の情報の一元化ということでございます。

それから、２番目でございます。

これも従来から食品安全委員会などでやっていただいているわけでございますけれども、海外の食品の安全に関する機関から発出される情報について整理をして、これも情報を共有化していくということ、我が国としてもきちんとそういう情報を提供していくべきであろうという御指摘かと思います。

それから、情報分析の強化、それから事業者の報告義務ということ、それから、消費者への早期警告、原因究明のための各機関のネットワークといったことが加えて提案をされているということでございます。

それから、２番目でございますが、輸入時の検査体制の強化ということでございます。

御承知のとおり、加工食品を含めまして、食品の輸入水際については、厚生労働省の検疫所が主体になってやっておるわけでございますが、従来、加工食品については、農薬の含有量といったものを調査するような項目はございませんでしたので、そういう項目を追加すべきであるというようなことが主体になっておるということと、主要な対日輸出国との関係で、政府ベースでの協力といったことをきちんと協力をしていく、強化すべきでは

ないかというようなことが御指摘をされておるわけでございます。

それから、最後のなお書きのところにございますが、輸入量に比べて検疫所の体制が不十分ということで、人員体制を早急に強化すべきという御指摘もございます。

それから、３番目は危害防止のための包括的枠組みの必要性ということでございます。

これも今回のギョーザの案件等につきましては、政府をあげて全体で検討、情報共有を図るということをやっているわけでございますが、そういう枠組みの中で、飲食に起因する一般消費者の生命または身体に対する危害の発生防止を図ることを目的とした包括的な実定法を検討すべきであるというような御指摘もございます。

それから、４番目が消費者にわかりやすい表示制度ということでございまして、１つは食品の表示について、新たに一括して規定をしているような法律をつくる必要があるのではないかという御指摘が書いてございます。

それから、２番目は、消費者の選択に資する表示ということでございますけれども、こういう中で製造年月日の扱い、それから、消費期限、あるいは賞味期限といったものの扱いについていろいろと御指摘がございます。

それから、（１）の関係で実定法の関係でございますが、ここのところでは、法執行機関についても一元化を進めるべきということと、それから表示の違反というものにつきまして、不当利益を得た場合に、その利益といったものを剥奪する制度を検討するべきではないかという内容も含まれておるということでございます。

それから、中食・外食などにおいても、トレーサビリティーの推進ということでございます。

これもトレーサビリティー自体は、それによって表示なり、食品の安全性を個別に確保するものではなく、むしろ事故が起こった場合に、そこの流通なりをロットごとにきちんと把握することによって、むだに止めたり、自主回収をするということではなく、きちんと問題なものだけを適切に回収をする。あるいは処理をするということでございますけれども、中食なり外食においても、そういうトレーサビリティーに取り組んでいただきたいということが書いてございます。

それから、５番目に食の安心・安全に向けた消費者の支援策ということで、消費者への教育・啓発といったこと、それから、消費者・生活者から、どのように意見を募り、それを政策に活かしていくのかといったことについても御指摘をいただいておるところでござ

います。

いずれにしましても、先ほど御説明いたしましたように、３月中をめどにとりまとめを行うということで、国民生活審議会において、今後、さらに御検討が進むということでございまして、とりあえずワーキンググループの座長の試案ということで御説明を申し上げた次第でございます。

以上でございます。

○荒蒔部会長　この件は特に今、問題になっている幾つかの食品の安全の問題についての表示を含めた検討状況ということでの報告であります。

何か御質問ありましたら。

○浦野委員　今回のこの議論がいわば農水省、厚労省と違うところで行われていて、そのこと自体をどうこう言うつもりはないのですけれども、やはり農水、厚労を離れたところで行われていることについては冷静に我々は見ていかなければいけないし、まずそこでの議論も冷静にしていただきたいなというのがあるわけです。

端的に私の言いたいことを一言で言えば、今までこのことを農水、厚労がやってこなかったわけでは全然なくて、もう10年以上にわたって議論を尽くして、例えば表示についていえば、もう平成７年から。

○嘉多山消費・安全政策課長　はい。その会議から始まって。

○浦野委員　相当昔の話、等に決めてきたことですし、それから、食品の検査基準についても厚労省は長年かけてやってきていることですね。その経緯がこの「食べる」ワーキンググループの方々にきちんと説明できていますか。農水から、あるいは厚労省から。とても多分そんな時間はなかったと思いますね。

15日の新聞報道でしか私はわかりませんけれども、その新聞報道を見る限り、少し感情的な方向で議論がいっているのではなかろうか。まずその場に冷静に農水と厚労に来ていただいて、きちんと今までどういう理由でこういう表示になっているか。どういう理由で検査が行われているかということをやはり聞かなければいかんと思うのですね。もしそれができてないとしたら、ぜひそのことはやった上で、このワーキンググループの結論を出してくれというふうにまず言っていただきたいと思います。それが一番言いたいことなんです。

幾つか少しコメントをさせていただきたいのですけれども、まず１つは、安心という言

葉がこういう文章にしては使われ過ぎている。やはり安心というのはだれも基準を決められませんから。石橋をたたいても渡らない人はいるわけですから、やはり冷静なということでいくと、安全ということについてミニマムの議論をしてもらいたいということです。要するに最少限度の規制なりは何だろうかということです。

我々も商品をつくる上で、ミニマムクオリティーとオーバークオリティー、両方あるのですけれども、やはり今、日本の社会はすべてがオーバークオリティーになっていて、何かそれにならされているところがあると思うのです。行政もそこへいったらおかしくなると思うのですよ。やはりオーバークオリティー、行政の場合は過剰な規制といいますか、そういった部分との兼ね合いも考えていただくと、今回のことに、こういう行政がからむところで、あんまり安心、安心という言葉を使うのはいかがなものかなというふうにまず１つ思います。

その上で、ここに表現されていることは非常にいいことがたくさんあって、特にきちんと予防を踏んで、そして予防段階はあるんだけれども、監視もしっかりしましょう。もしというか、やはり100％はあり得ないので、起きたときの迅速な対応とかという、そういうまとめは非常にうまくできていると思いますし、御指摘のとおりだと思うのです。それでも表示のことについて言うと、やはり今までの農水、厚労との話し合いを含めたところはもう一度確認しておく必要があると思います。

まず期限表示についていくと、平成７年ごろにできた考え方は、製造年月日についていうと、まず原材料から一次加工でぽんとものができる。それだけの時代ではないよね、一次加工、二次加工したものを原料にまたつくったりする。そうするとその時点で製造年月日とやっても、あんまり食品の安全性ということ、あるいは個人が判断する上で役に立たないよねというのが大きな理由の１つでしたね。

それから、厚労省の方から見ても、製造年月日で安全性を判断するという基準にはもうどうもならない。それこそＨＡＣＣＰのこと、ＩＳＯのことも含めて、各工場は製造に関する情報というのはきちんと記録しているので、製造年月日のことはそういう意味では全く意味がないということですね。

それから、先ほど言いましたように、アソートものが非常にふえてきて、最終的に生産した工場の製造年月日というのは、やはりほとんど意味がないよねというようなことがあったと思います。そういう中で、食品業界とか、食品業として推奨できる賞味期限、消費

期限の方はちょっと別にしまして、賞味期限についてはそういう定め方をして、なおかつ安全係数を相当下げてやってきたわけなんです。そこへきて、今、製造年月日を復活しろという議論もあるようですけれども、それは今、言ったようなことを本当にきちんと御理解いただいた上で言っている議論なのかどうかと思うのですね。我々は製造年月日をつけるのは簡単ですよ。簡単なんですけれども、そのことの意味をやはり問いたいということですね。

もっと言えば、もう１つＷＴＯとの関係でいけば、コーデックス上は製造年月日なんてどこもいってないわけですよ。そんな中で、このことが非関税障壁みたいな形になって、輸入食品についていうと問題化になっていることもあるし、こんなことがきちんと私はこのワーキンググループに説明されてないように思いますね。

それから、原料、原産地の表示についていえば、これはトレーサビリティーも含めて、私どもメーカー側がオーバークオリティーを意識しつつ、これが売りなんですよ。例えば私ども宣伝させていただきますと、最近売れ筋の商品で「蔵王山麓の牧場の牛乳を使ったグラタン」ですよというと、それはプラスの材料になって売れるわけですね。そういう積極的表示は別にして、ミニマムな表示ということでいったときに、これもやはりコーデックスで見たときに、そんな原産地表示なんてどこも要求されてないわけですよ。要するに原料としての表示というのはきちんとしなければいけないけれども。そういう中で、農水省としては、例の20品目を決めましたね。要するに主要原料としてそのことは表示することが意味があるというものについては表示しなさいということで、加工度の低いものについてはきちんと表示するようにと決めたわけですよ。そういった経過もやはりきちんと踏まえてほしいと思うのです。

我々先ほど安定供給という言葉を使いましたけれども、１つの例えばシューマイならシューマイをつくるのにタマネギをいっぱい使いますね。そのタマネギが安定供給ということからみたら、いつも例えば茨城産のものを使えないですね。季節に応じて何県、何県と変わってくるから。ましてや海外の原材料なんてもちろんそうですね。そうすると、そのたんびにその包材から何か見直して変えていくのですか。これはやはりだめですね。私どもニチレイでいえば、それは全部ホームページでその都度、変わるたんびに表示していきましょうというようなことをやっていて、これは各企業ごとの努力ですね。だけどそういう各企業ごとが勝手にやるオーバークオリティーの問題と、やはり法で決めるミニマムク

オリティーというものとはやはりきちんと分けてほしいな。何か今、いや、ニチレイがあそこまでやっているから、ではこれを規則にしようみたいな、そういうオーバークオリティーで決められちゃうと大混乱になりますね、そんなことが２つ目。

それから、３つ目は加工食品の検疫の問題ですね。これもコーデックスでいえば、本当にばかげたことをやろうとしていますね。我々は製造段階で原料のチェックはきちんとやっているわけです。そのレベルで加工食品ができていくと、最後は、いわゆる細菌数等を含めた衛生検査ということは、これは絶対やらなければいけないことなんですけれども、これを安心のためにもう一度その加工食品を全部つぶして農薬を見ましょう、あるいは化学物質なんていったら、これは正直言って不可能ですね。何を検査するのですかということが慣れていませんし、そんなことを今、やろうとしているようですけれども、これは下手すると、本当に例の建築基準法の規制不況ではないですけれども、本当に冷凍庫が幾らあっても足りませんし、どんどん在庫はたまりますし、そんな検査費用どうするのですかといった問題も含めて、私は大きな問題があるだろうなと思っています。

したがって、最初に言ったことにもう１回戻りますが、以上のようなことを含めて、やはり農水と厚労省がこの国民生活局ですか、きちんと今までやってきたことの経緯、理屈を説明した上で、それをひっくり返す論理的な根拠があって変えるということであれば、これは納得していくわけですけれども、そこをきちんと論理的に詰めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○荒蒔部会長　大変これは大事な御意見で、こういう今のような社会状況だと、非常に感情論的な議論が先行して、本当の本質議論というのが置いていかれちゃうというようなことは往々にありだな。したがって、それについて今まで戦後ずっと60年間近くいろんな食品についても議論を重ねながらグレードアップ、あるいはインターナショナライズしてきたわけですから、そういう議論と、今の表示の話は、別に手を抜くというつもりではないですけれども、よく本質論をとらえてやってほしいという御意見だと思いますし、私もそう思います。

水際作戦といっても、では何を測るのだ。今、問題になっているものを測る、また新しい問題があったらそれをやっていけばいいではないかと必ず出てくる。そうすると食品、特に加工食品なんかの場合は皆さん、御存じだと思うのですが、サンプリングどうするん

だという、その方法まで規定しないといけないという話になって、それは絶対にパーフェクトの話なんかないので、やはり規制を強めるという考え方はもちろんわかりますけれども、そこは本質を押さえるという視点からやってほしいという意見だったというふうに思います。

それから、さっき柴田さんから出された食の確保、自給率を含めて、そういう問題というのは本当に大きな問題なんで、我々はどうしたって、こういう１つ１つのパーツの議論になると、一番大きなところというのは、どうしても一番大事なのに置いていかれちゃうみたいなところがありますので、やはり農水省としても、一番大事なところは、さっきの表示もそうなんですけれども、なんたって食の確保というのが、グローバルに考えて、どういうふうに動いていくのだというのがあって、そういう中からいろんな議論がなされなければいけない。

だからやはり法律でいえば憲法みたいなのがいつも大事であって、何かの法律というのはみんなそこから、そこと照らし合わせてどうなんだということだと思うので、食の問題というのは本当に一番大事なところというのをやはり常に項目に置いて、個別論というのを議論していかなければいけないのではないか。そういう御指摘だったのかなというふうに思います。

私がまとめてはいけないのですけれども、私も非常にそういうふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

この問題、いろいろ奥が深いというか、パーソナルスタンドポイントもたくさんあると思いますが、一応今、浦野さんから出された非常に本質論というのをぜひ忘れないでやるというのを我々もそれを心がけなければいけないと思いますので、そういうことで御意見をいただいたということにいたします。

一応今日、用意されている議論はここまでなんですが、この辺で食料企画課長さんの方から、これからの産業部会の予定等についてよろしく。

〇梶島食料企画課長　今後の食品産業部会、当部会の予定でございますが、現時点で具体的な日程が固まっている。審議事項はございません。しかしながら、先ほども説明の中にございましたように、今後、農商工連携法に基づく基本方針について、同法案の成立後に再度御審議いただくということになるものと考えておりますので、改めて日程のセットはさせていただきますけれども、その際にはよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○荒蒔部会長　ありがとうございました。

ということで本日のこの会の議事はすべて終了ということで。

○斎藤委員　実はこの法律が恐らく成立して、かなり議論がそれぞれあると思うのですけれども、これまでの、特にこれはクラスターに関わる問題で、東アジアのクラスター戦略にまで議論が進んでいく問題でありまして、国際競争力がそこで出てくるし、日本の農業や食のあり方にも関わって、強化力にも関わる問題だと思うのですね。今日は局長さん以下、かなりそうそうたる方がいらっしゃいますので、これまでの例えばクラスター協議会等の形成の過程を見ますと、本来、余り戦略的ではないのですね、場当たり的な議論がかなり多いのです。それをもう１回見直して、組織改革しないと、恐らく本来のクラスター戦略にならないのではないか。製品開発論が優先するような、そういうふうな意味合いというか、そういう意味では、今後、恐らく今、韓国なんかはこのクラスター戦略なんですね。これは法律化もされております。そういうことになりますと、ちょっと日本が物足りない。本来の食の連携というのはもっと戦略的に地域の中でまとまっていくというのがクラスターでございますので、その辺をどうして考えていったらいいか。その辺を少し議論する場を、この法案の成立後は検討いただきたいなということが本音でございます。

○　荒蒔部会長　これはたびたび斎藤先生の方からも、それに通じるお話がされていると思うのですけれども、私ども審議会の一員として１つ１つそういうのを今、目の前に出されている問題についての審議をするということは大事なんですけれども、やは

○　り今のように本質的にこれで流れがちゃんといくのかというところを忘れないような議論というか、そういうことが問題の指摘だと思いますし、これはぜひ私どもも本当に農林水産省の力というのは非常に期待しておりますので、日本の全体の食とか、そういうこともすべて農水省がからんでいますので、ぜひそういう本質的な視点からのプランニングというのですか、行政指導をお願いしたいなというふうに、私の方からもちょっとお願いを申し上げておきます。

それでは、これをもちまして本日の第３回の食品産業部会を終了させていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。

○梶島食料企画課長　どうもありがとうございました。

閉　　会